職長教育・安全衛生責任者教育（建設業）

開催のご案内

建設現場等で直接労働者を指揮する職長は、労働者の健康と安全を確保する上で大変重要な立場にあります。このため、労働安全衛生法第60条では、事業者は職長等に対し安全衛生教育（職長教育）を行うよう規定されています。一方、安全衛生責任者は、元請けと下請けの混在作業現場において請負人側が選任する職であり、混在作業現場で義務付けられている統括安全衛生管理の請負人側の責任者として、重要な職務を担っています。また、建設業では、職長が安全衛生責任者に選任されることが多いため、厚生労働省は「職長教育」と「安全衛生責任者教育」を統合した「職長・安全衛生責任者教育」の実施を推進しています。今回、商工会建設部会では職長教育と安全衛生責任者教育を併せた講習会を開催いたします。新型コロナウイルス禍ではございますが、この機会に従業員等に受講を進めてください。なお、新型コロナウイルス感染の影響がありますので、定員オーバーの場合は、調整させていただきますのでご承知おきください。

　募集要項

日　程　令和３年２月２３日（火）・２４日（水）

（初日受付午前８時３０分～　開講式午前８時５０分～　講義開始午前９時～）

会　場　富士見町商工会館２階会議室（富士見町落合10078-1）

カリキュラム

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程 | 時間 | 教育内容 |
| ２月２３日（火） | 午前9時～午前11時30分 | 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること |
| 午前11時30分～正午 | 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等に関すること |
| ～昼食～ |
| 午後1時～午後4時30分 | 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等に関すること |
| 午後4時30分～午後5時 | 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること |
| ２月２４日（水） | 午前9時～午前10時30分 | 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること |
| 午前10時30分～正午 | 異常時における措置に関すること |
| ～昼食～ |
| 午後1時～午後3時 | その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること |
| 午後3時～午後4時 | 安全衛生責任者の職務等 |
| 午後4時～午後5時 | 統括安全衛生管理の進め方 |
| 午後5時～ | 修了証の交付 |

※　職長とは、「作業中の労働者を直接指揮・監督する者」と定められています。事業場によっては、監督・班長・リーダー・作業長などさまざまな呼称がありますが、現場で労働者の作業の進め方の指揮・命令をする立場にある人のことを言います。

※　安全衛生責任者とは、建設工事現場における安全衛生の特定項目に関して、業務執行責任を負わされている個人を言います。

講　師　社会保険労務士　ばば事務所　馬場　孝幸　氏　（岡谷市）

受講料（表示金額は消費税込みです）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 受講料 | テキスト代 | 計 |
| 富士見町商工会員 | 7,700円 | 2,100円 | 9,800円 |
| 非会員 | 15,400円 | 2,100円 | 17,500円 |

申込み　別添の申込書にご記入の上、富士見町商工会まで提出ください。（FAX可）

申込み〆切　令和３年２月１５日（月）

受講料等納入方法　２月２３日（火）に現金で受け付けでお支払いください。

定　員　１５名（新型コロナウイルス感染予防対策のため定員オーバーの場合は調整させていただきます）

その他

　①　持ち物　筆記用具

　②　教材は当日お渡しします。

　③　新型コロナウイルス感染防止の観点から当日マスクの着用をお願いいたします。

　④　受講申込書は富士見町商工会ウェブサイトからもダウンロードできます。

問い合わせ　富士見町商工会　原　博史　電話0266-62-2373　FAX 0266-62-5644

主催　富士見町商工会建設部会

職長教育・安全衛生責任者教育（建設業）受講申込書

＜富士見町商工会　FAX 0266-62-5644**＞**

　下記の通り、受講申し込みをいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| ふりなが |  |
| 氏 名 |  |
| 生年月日 | 昭和　・　平成　　　年　　　　月　　　日生 |
| 現住所 |  |
| 携帯電話（　　　　　）　　　　　―　　　　　 |
| 　勤務先 | 会社名 |  |
| 所在地 |  |
|  | 電話（　　　　　）　　　―　　　　　ｆａｘ（　　　　　）　　　― |
| 　備考欄 |  |